

関西大学における労働者過半数代表者選出要領

2017年6月15日

制定

(目的)

第1条 この要領は、学校法人関西大学（以下、「関西大学」という。）における、労働基準法及びその他の法令に定められている、労働者の過半数を代表する者（以下、「過半数代表者」という。）に関し、必要な事項を定め、円滑に選出事務を行うことを目的とする。

(過半数代表者の役割)

第2条 過半数代表者は次のキャンパスごとに1名とし、労働者を代表して労働基準法等諸法令に基づく労使協定の締結（時間外・休日労働に関する協定届、一斉休憩の適用除外に関する協定書、時間単位の年次有給休暇に関する協定書、事務職員の特別第2休日に関する協定書、1年単位の変形労働時間制に関する協定書、賃金控除に関する協定書、賃金の口座振込に関する協定書）、就業規則の制定又は変更に関する意見書の提出、派遣職員受入期間延長にともなう意見書の提出、安全衛生委員会の労働者側委員の選出に係わる事項を行う。

(1) 千里山キャンパス

（吹田みらいキャンパス、南千里国際プラザ、梅田キャンパス、東京センター、白馬梅池高原ロッジを含む。）

(2) 高槻キャンパス

(3) 高槻ミューズキャンパス

(4) 堺キャンパス

(5) 北陽キャンパス

(任期)

第3条 過半数代表者の任期は、8月1日から翌年7月31日までの原則1年間とし、再任を妨げない。

2 前項の任期中に、過半数代表者が退職する場合は、過半数代表者の地位を失う。この場合において、第7条及び第8条にて定める選出手続により、前任者の残任期間について、新たに過半数代表者を選出するものとする。

(過半数を超える労働組合がある場合)

第4条 当該キャンパスの選挙有権者の過半数が所属する労働組合がある場合、この要領に基づく過半数代表者の選出は行わないものとする。

(選挙管理委員会)

第5条 この要領に定める選出手続きを行うために、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、過半数代表者の候補者となった者及び候補者の推薦者となった者は、委員になることができない。委員の任期は5月1日から翌年4月30日までの原則1年間とし、再任を妨げない。

(1) 千里山キャンパス 関西大学大学教員組合、関西大学職員組合及び関西大学教諭組合が推薦する者 各1名

(2) 高槻キャンパス 関西大学大学教員組合及び関西大学職員組合が推薦する者 各1名

(3) 高槻ミューズキャンパス 関西大学大学教員組合、関西大学職員組合及び関西大学初等部中等

部高等部教員組合が推薦する者 各1名

- (4) 堺キャンパス 関西大学大学教員組合及び関西大学職員組合が推薦する者 各1名
- (5) 北陽キャンパス 関西大学職員組合及び関西大学北陽高等学校・中学校教員組合が推薦する者 各1名

- 3 前項の定めのほか、1名を委員に加えることができる。
- 4 第2項及び第3項に規定する委員は、第6条第1項に規定する選挙有権者でなければならない。
- 5 選挙管理委員会に、委員長を置く。委員長は、委員の互選によって選出する。
- 6 選挙管理委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、原則として、出席者の過半数をもって議決するものとする。
- 7 選挙管理委員会の事務は、関西大学人事局人材開発課（以下、「人材開発課」という。）に委託する。
- 8 前項に定める事務は、選挙管理委員会の管轄の下、執り行うこととする。

(選挙有権者)

第6条 過半数代表者の選出手続に参加する選挙有権者（以下、「選挙有権者」という。）は各年6月1日を基準日とし、基準日時点で関西大学と雇用契約がある者とし、過半数代表者選出選挙有権者名簿（以下、「有権者名簿」という。）に登録されたものとする。

- 2 第3条第2項により過半数代表者を選出する場合は、過半数代表者がその地位を失った日の属する月の翌月1日を基準日とする。
- 3 第1項に規定する有権者名簿は、第2条各号に定めるキャンパスごとに作成するものとし、原則として、主として勤務するキャンパスにおける有権者名簿に登録するものとする。
- 4 主として勤務するキャンパスとは、雇用契約書および雇用条件確認書に記載されている所属が属するキャンパスとする。
- 5 前項の規定に関わらず、大学における非常勤講師の主として勤務するキャンパスは、次のとおりとする。
 - (1) 授業を担当しているキャンパスとする。
 - (2) 複数のキャンパスで授業を担当している場合は、6月1日を基準日として、授業担当時間数が最も多いキャンパスを主として勤務するキャンパスとする。
 - (3) 前号に規定するキャンパスが複数ある場合は、第2条に規定するキャンパスの号順に主として勤務するキャンパスとして決定する。

(過半数代表者の資格)

第7条 過半数代表者の候補者となることのできる者は、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 各年6月1日を基準日とし、基準日時点で関西大学と雇用契約がある者。ただし、理事、監事、評議員及び次項に定める「監督又は管理の地位にある者」を除く。
 - (2) 選挙有権者5名の推薦がある者。なお、推薦者は立候補者と同じキャンパスに勤務する者とする。
- 2 監督又は管理の地位に該当する役職は、学校法人関西大学給与規則別表第9（第52条関係）役職手当表 管理職手当(1)～(12)、(14)～(16)、(24)、(34)、(36)、(41)～(42)、(44)～(46)、(48)に該当する者、関西大学北陽高等学校・北陽中学校教育職員給与規則別表第2（第18条関係）役職手当表 管理職手当(1)に該当する者、関西大学高等部・中等部・初等部教育職員給与規則別表第2（第19条関係）高等部・中等部教育職員役職手当表及び同規則別表第3（第19条関係）初等部教育職員役職手当表 管理職手当(1)に該当する者とする。

(過半数代表者選出に関する公示)

第8条 過半数代表者の選出を行う場合、選挙管理委員会は、選挙有権者に対して以下の(1)から(3)は公示文書を送付し、(4)は第17条に定める方法をもって公示する。

- (1) 過半数代表者の選出を行うこと
- (2) 過半数代表者の選出手続方法及び日程
- (3) 過半数代表者の立候補者及び選挙方法（第13条に規定する信任投票結果を含む）
- (4) 過半数代表者の選出結果

2 前項(1)から(3)に対する送付時期(発送日)は、次のとおり定める。

- ・前項(1)及び(2) 第10条第3項に定める受付期間初日の少なくとも12日前（日曜及び祝日を除く。）
- ・前項(3) 第11条第2項に定める公示期間初日（日曜及び祝日を除く。）

(公示文書が送達できなかった者の取扱い)

第8条の2 前条に基づき送付した公示文書が宛先不明等により関西大学に返送され、その後も転居先等を確認することができないために公示文書が送達できなかった選挙有権者が第12条に定める不信任投票又は第13条に定める信任投票を行わなかった場合は、それぞれ、不信任又は信任の意思を示さなかったものとして取り扱う。

(公示に係る発送作業などの個人情報等を有する業務)

第9条 この要領に定める公示に係る発送作業、立候補届出書の受付、不在者投票及びその他選出作業において個人情報を取扱う業務は、人材開発課にその業務を委託する。

(過半数代表者の立候補者の受付)

第10条 過半数代表者の候補者となろうとする者は、様式第1に定める「立候補届出書」に、立候補者の氏名、所属、職種、所信表明及び選挙有権者である推薦者5名の氏名（自署）、所属及び職種を記載し届け出るものとする。

- 2 立候補できるキャンパスは、有権者名簿に登録されたキャンパスに限る。また、千里山キャンパス以外のキャンパスでの立候補者は、所属キャンパスの選挙管理委員に届け出ることができる。届け出の際には「関西大学に雇用されていることが証明できるもの（教職員証、学生証等）」又は「氏名及び生年月日が掲載されている公的な身分証明書（運転免許証、健康保険証等）」にて本人確認を行い、有資格の確認を行う。また、推薦者に意思確認を行うことがある。
- 3 受付期間は、選挙管理委員会が定める日から6日間（日曜及び祝日を除く。）とする。なお、受付時間は、各日午前10時から午後4時までとする。

(過半数代表者の立候補者の公示)

第11条 立候補の公示は、第8条に定めた手続によって行う。なお、公示内容は、立候補者の氏名、所属、職種及び所信表明とする。

- 2 公示期間は、立候補の受付期間終了日の翌日を初日とすることを原則とし、初日から少なくとも12日間（日曜及び祝日を除く。）とする。

(1名の立候補者からの過半数代表者選出方法)

第12条 過半数代表者の立候補者が1名の場合は、当該立候補者について不信任投票を行い、不信任票が労働者数の半数未満の場合は、立候補者が過半数代表者として信任されたものとみなす。なお、不信任票が労働者の半数以上となった場合、第10条に定めた手続から再度選出手続を行う。

- 2 不信任投票の方法については、無記名不信任投票とする。投票は、選挙有権者本人が主として勤務するキャンパスに限り、これを行うことができる。様式第2に定める「投票用紙」を本人確認の

うえ、交付する。なお、投票の際に「関西大学に雇用されていることが証明できるもの（教職員証、学生証等）」又は「氏名及び生年月日が掲載されている公的な身分証明書（運転免許証、健康保険証等）」にて本人確認を行い、人材開発課に照会して有資格の確認を行う。

- 3 投票場所は、各キャンパスの選挙管理委員の下に置く。投票場所の周知は、立候補者の公示と併せて行う。
- 4 不信任投票日は、立候補者の公示終了日の翌日（日曜及び祝日を除く。）とする。なお、受付時間は、午前10時から午後4時までとする。
- 5 開票については、次のとおり行う。
 - (1)開票作業は投票終了後速やかに選挙管理委員会の立会の下、以下によって選出されたものを行う。ただし、過半数代表者の候補者となった者は開票作業を行うことができない。
 - ① 千里山キャンパス 関西大学大学教員組合、関西大学職員組合及び関西大学教諭組合が推薦する者
 - ② 高槻キャンパス 関西大学大学教員組合及び関西大学職員組合が推薦する者
 - ③ 高槻ミューズキャンパス 関西大学大学教員組合、関西大学職員組合及び関西大学初等部中等部高等部教員組合が推薦する者
 - ④ 堺キャンパス 関西大学大学教員組合及び関西大学職員組合が推薦する者
 - ⑤ 北陽キャンパス 関西大学職員組合及び関西大学北陽高等学校・中学校教員組合が推薦する者
 - (2)立候補者の推薦者のうち1名は開票作業に立ち会うことができる。

(2名以上の立候補者からの過半数代表者選出方法)

- 第13条 過半数代表者の立候補者が2名以上の場合は、第10条に定める立候補受付期間終了後、信任投票を行うこととし、最多得票数の者が立候補者となる。
- 2 信任投票に関する公示内容については、第11条第1項を準用することとする。また、公示期間については、第11条第2項の規定に関わらず、立候補の受付期間終了日の翌日を初日とすることを原則とし、初日から少なくとも6日間（日曜及び祝日を除く。）とする。
 - 3 信任投票日は、前項に規定する公示期間の終了日の翌日（日曜及び祝日を除く。）とする。なお、受付時間は、午前10時から午後4時までとする。
 - 4 信任投票の結果、最多得票者が複数いた場合、再度投票を行うこととし、信任投票選挙開票日翌日（日曜・祝日を除く。）を公示開始日とし、日程等の詳細については選挙管理委員会がその都度定めるものとする。
 - 5 第1項から第3項により選出された立候補者は、第11条及び第12条の規定に基づき、過半数代表者の選出手続きを行うものとする。ただし、公示期間については、第6項の定めによるものとする。
 - 6 前項ただし書きの公示期間については、第11条第2項の規定に関わらず、信任投票選挙開票翌日を初日とすることを原則とし、初日から少なくとも6日間（日曜及び祝日を除く。）とする。また、不信任投票日は、第12条第4項の規定に関わらず、本項規定の公示期間の終了日の翌日（日曜及び祝日を除く。）とする。

(不在者投票)

- 第14条 第12条及び第13条に定める投票日に投票場所に出向くことができない者は、次項以降に定める方法で不在者投票を行うことができる。
- 2 不在者投票の期間は過半数代表者の立候補者の公示期間とし、受付時間は午前10時から午後4時まで（日曜及び祝日を除く。）とする。
 - 3 不在者投票を希望する者は、前項の期間中に選挙管理委員会が指定する方法で人材開発課に連絡し、様式第2に定める「投票用紙」および返信用封筒を郵送してもらう。なお、交付を受ける際に

本人確認のために「関西大学に雇用されていることが証明できるもの（教職員証、学生証等）」又は「氏名及び生年月日が掲載されている公的な身分証明書（運転免許証、健康保険証等）」を提示し、有資格の確認を受ける。

- 4 前項で交付を受けた「投票用紙」に必要事項を記載の上、前項で交付を受けた返信用封筒を用いて無記名（封筒を含む）にて選挙管理委員会に郵送することとし、投票日当日までに到着しなかった「投票用紙」は無効とする。

（過半数代表者を選出できない場合の取扱い）

第 15 条 第 12 条、第 13 条により過半数代表者を選出できないときは、この要領により改めて選挙を行うものとし、過半数代表者を選出するまで選挙を繰り返すものとする。

（繰延投票）

第 16 条 天災その他避けることのできない事故により、投票場所において、第 12 条及び第 13 条の規定による投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行う。この場合において、選挙管理委員会は、直ちにその旨を公示するとともに、更に定めた期日の少なくとも 7 日前に公示するものとする。

- 2 前項の場合において、第 14 条第 2 項に定める不在者投票の期間は、選挙管理委員会が更に定めた期日の前日まで延長することができる。

（選挙結果等の公示）

第 17 条 選挙結果等の公示については、各キャンパスの講師控室・職員室・掲示板等に掲出する。

- 2 公示期間については、過半数代表者が選出された翌日を初日とすることを原則とし、初日から 2 カ月後（日曜及び祝日を含む。）まで公示する。

（不利益な取扱いの禁止）

第 18 条 関西大学は、過半数代表者又は過半数代表者へ立候補した者に対して、過半数代表者であること又は過半数代表者へ立候補したことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

（選出要領の改定）

第 19 条 この要領の改定は、選挙管理委員会委員の過半数の議決を必要とする。

（細目）

第 20 条 この要領のほか、選挙の執行について必要な事項（選挙日程の詳細を含む。）は、選挙管理委員会が定める。

附則

- 1 この要領は、2017 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 2017 年 7 月に実施する労働者過半数代表の選出は、別途定める関西大学労働者過半数代表選出日程（2017 年度）に則って実施する。

附則

この要領（改正）は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2018 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2019年6月1日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2020年6月1日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2021年6月1日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2021年6月1日から施行する。

附則

この要領（改正）は、2022年5月1日から施行する。

2021年度の選挙管理委員会の任期は2022年4月30日までとする。

附則

この要領（改正）は、2022年5月19日から施行し、2022年5月1日から適用する。

附則

この要領（改正）は、2024年5月14日から施行する。